# もりやま障害福祉プラン 2024 策定について (守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画)

### 1 趣旨

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」等の規定に基づき、国は障害福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的として、3年に一度「障害福祉計画および障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しを行っています。この見直しに合わせて、県および市町村は「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を策定することとされており、今年度、国の新たな基本指針に合わせて計画の策定を行うものです。

また、障害者計画については、国における障害福祉に関する制度の改革、社会福祉法改正、医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律の施行等を踏まえ、中間年における見直し(改定)を行います。

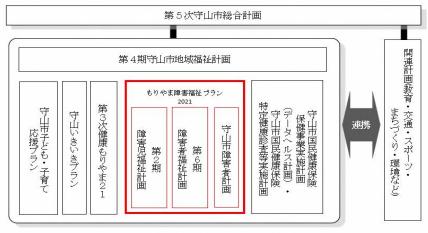
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年.	•	令和 7年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
もりやま	もりやま障害福祉プラン 2024				もりやま障害福祉プラン 2027(仮称)				
障害者計画							次期計画		
第6	中 第7期障害福祉計画間				第8期障害福祉計画				
			□児	$\vdash$					
第2其	直し	3	第3期障害児福祉計画		第4期障害児福祉計画				

### 2 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間を一期とします。

## 3 計画の位置づけ

本プランは、市の最上位計画である「第5次守山市総合計画」や、上位計画である「第4期守山市地域福祉計画」、また、関連する「守山市子ども・子育て応援プラン」「守山市いきいきプラン」「第3次健康もりやま21」「守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画」等との個別計画と連携し、国の基本指針、県の「第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画」との整合を図ります。



## 4 国が示す基本指針の見直しポイント

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して障害福祉計画・障害児福祉計画を定めるものとされています。基本指針のポイントが示されています。 (別途配布)

#### 5 策定に向けた取り組み

次期計画においては、有識者等で構成する「障害者施策推進協議会」において現行施策の取組を検証します。加えて、国の定める基本指針や県の障害福祉計画との整合を図るなか、現行計画の進捗状況や昨年度実施した当事者団体・障害福祉サービス事業所アンケート調査結果から見えてきた課題等の解決に向けて検討を進めます。

また、障害者施策を取り巻く環境の変化や、障害のある人とその家族のニーズの多様化が進むなかで、本市および湖南圏域、さらには県や全国的な傾向における地域課題や実績などを分析し、地域の実情や実態に即した計画を策定します。

#### ① 現状把握·情報収集

- 1) 当事者団体・障害福祉サービス事業所対象アンケート調査 ※令和4年度で実施済
- 2) 障害福祉サービス等実績調査
- 3) その他、障害福祉施策(協議会実施状況・地域生活支援事業等)の調査
- ②現行プランの評価
- ③ 新プラン策定に向けた取り組み
  - 1) 計画項目の設定
    - ・同時期に策定を行う県や湖南福祉圏域の施策を踏まえながら、計画に盛り込むべき事項を設定する。
  - 2) 数値目標の設定
    - ・県や湖南福祉圏域の障害者福祉計画に示された数値目標との整合性を図り、(1)で設定した事項の重要施策について数値目標を設定する。
  - 3) 計画の素案づくり
    - ・1)および2)をもとに、本市や湖南福祉圏域、県の重要施策の推進方策を具体的に記述し、計画の素案を作成する。
  - 4) 計画素案の検討
    - ・障害者施策推進協議会をはじめ、障害者自立支援協議会等においても素案について内容の検討を行う。
  - 5) パブリックコメント
    - ・計画案を広く市民に公開し、計画に対する意見やニーズを本プランに反映させる。